

審議案件に関する概要

令和5年4月26日 第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和4年11月18日
担当部署	日高振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博	札幌市中央区北1条東3丁目3番地
イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通2丁目南1番10号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	DCM 静内店・マックスバリュ静内店 日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番86号 ほか
(2)小売業者名、代表者名及び住所	・DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号 ・イオン北海道 代表取締役 青柳 英樹 札幌市白石区本通2丁目南1番10号 ・株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北24条東20丁目1番21号 ・株式会社蚊野時計店 代表取締役 蚊野 好之 日高郡新ひだか町静内吉野町1丁目1番42号 ・株式会社ノースエナジー 代表取締役 原 典彦 札幌市中央区北4条西4丁目1番3号 伊藤ビル4F
(3)変更日	令和5年7月19日
(4)店舗面積の合計	【変更前】6,159㎡ 【変更後】7,867㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数 【変更前】 362台 【変更後】 400台
	駐輪場の収容台数 【変更前】 43台 【変更後】 51台
	荷さばき施設の面積 【変更前】 469㎡ 【変更後】 298㎡
	廃棄物保管施設の容量 【変更前】 85m ³ 【変更後】 113m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間 午前7時30分～午後11時00分(変更なし)
	駐車場の利用時間帯 午前6時30分～午後11時30分(変更なし)
	駐車場の出入口数 【変更前】 7箇所 【変更後】 7箇所
	荷さばき時間帯 午前6時00分～午後10時00分(変更なし)

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 526 台 > 設置台数 400 台
	従業員駐車場等の整備	・敷地内に確保
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	・平面自走式 51 台
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。
	搬入車両等の誘導	・計画搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における走行に際しては低速度や歩行者及び来客に対する安全確保の徹底に取り組む。
	交通整理員の配置	・大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全と円滑な来客自動車誘導の確保を図る。
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として 10 cm 以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・駐車場外周部等に一時的に堆積するが、適時排雪を行い届出台数の確保に努める。 	

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	55 dB	40 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	45 dB	25 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果		2	60 dB	44 dB	○	
			2	50 dB	31 dB	○	
			予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
			a1	空調機室外機	60 dB	42 dB	○
			a2	空調機室外機	60 dB	36 dB	○
			a3	空調機室外機	60 dB	31 dB	○
			a4	空調機室外機	60 dB	37 dB	○
			a5	冷凍機室外機	60 dB	38 dB	○
			a6	冷凍機室外機	60 dB	34 dB	○
			a7	排気	60 dB	52 dB	○
			a8	排気	60 dB	52 dB	○
			a9	排気	60 dB	4 dB	○
a10			排気	60 dB	22 dB	○	
a11			排気	60 dB	31 dB	○	
a12			排気	60 dB	22 dB	○	
a13			排気	60 dB	39 dB	○	
a14	排気	60 dB	43 dB	○			
a15	排気	60 dB	19 dB	○			
c1	来客自動車走行音	60 dB	70 dB	△			
c1'	来客自動車走行音	40 dB	34 dB	○			
c2	来客自動車走行音	60 dB	70 dB	△			
c2'	来客自動車走行音	60 dB	36 dB	○			
d1	ドア開閉音	60 dB	62 dB	△			
d1'	ドア開閉音	60 dB	37 dB	○			
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導をする。 					
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音はもとより排気ガスの削減を配送業者とともに取り組む。 					
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。 					
青少年等の蟻集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は駐車場の定期巡回により、駐車場内の防犯を図る。 ・営業終了後、駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等における騒音公害がおきない配慮をする。 					
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場の除雪作業は基本的に深夜早朝には行わないようにし、万一騒音問題が発生した場合は、迅速に対応・対策を行う。 					

※排気音 c1、c2、d1 は敷地境界では規制基準値を超えるが、直近の住居壁際では基準以下となる。

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 $35 \text{ m}^3 \leq$ 設置容量 113 m^3
	保管場所の位置、構造等	・ 廃棄物等保管施設は建物内部または屋外に堅牢な金属製物置を設置し、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	・ 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・ 廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮する。 ・ 店舗に資源ゴミ回収箱を設置し、リサイクル活動を行う。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・ 生ごみ等の保管は屋内の密閉施設で保管して悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	・ 店舗運営責任者との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。

(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・ 屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間は、機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。

(7) 関係行政機関との協議状況		・届出書案一式を提出し、概要を説明。
	公安委員会（警察）	<p>【北海道札幌方面静内警察署交通課】</p> <p>・出入口①及び②では右折入庫しない方が良い。出庫に際しては出入口①は右折を、出入口②は左折を案内する方が良い。出入口⑦はマックスバリュ及び搬入車両用として、一般車両が通り抜けしないよう案内すること。</p> <p>→出入口①、②及び⑦は右折入庫禁止を、出入口①は右折出庫を、出入口②は左折出庫を案内する。出入口⑦は一般車両が通抜けしないよう案内する。</p> <p>【北海道警察本部交通部交通規制課】</p> <p>指摘事項無し。</p>
	地元市町村	<p>【新ひだか町総務部まちづくり推進課・生活環境課】</p> <p>指摘事項無し。</p>
	道路管理者	<p>【北海道開発局室蘭開発建設部浦河道路事務所】</p> <p>出入口①、②及び⑦を現状のまま使用することは問題ない。改修変更が必要な際には事前に申請・協議を行うこと。</p> <p>→出入口の改修・変更の際には事前に申請・協議をする。</p>
	その他関係機関	無し

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	
(2) 住民等の意見	

5. 道（日高振興局連絡調整会議）の意見案

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文

【DCM室蘭寿町店】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

新ひだか町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。